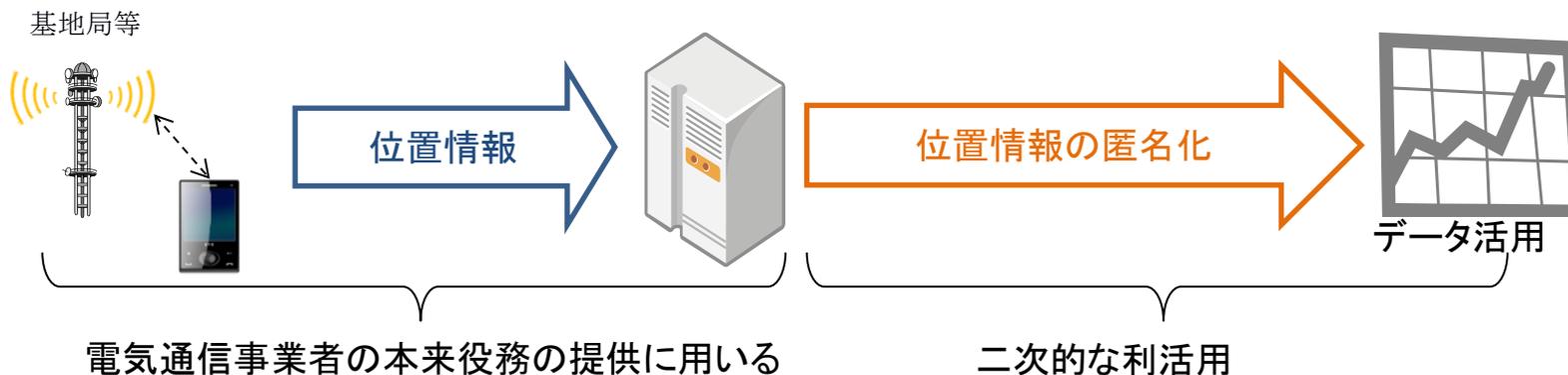


位置情報に関するプライバシーの適切な保護と 社会的活用の両立に向けた実証実験

事務局

概要

- 電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについては、高い機微性を有する一方で、防災・減災、街づくりなどに係る具体的な需要が顕在化。
- パーソナルデータを適切に保護しつつ利活用を行う方策として、匿名化処理を施すことで、プライバシー上安全なデータに加工することが想定されているが、加工の過程で生じる中間データについて、漏えいリスクへの対応や、匿名化後の加工データとの突き合わせによる再識別化、再特定化を不可能とするため、事業者による適切な管理運用体制の構築が必要。
- このため、データの処理・加工・保存における安全確保技術を実証し、その成果をガイドライン等において示す。



※加工課程で生じるデータの適切な管理・運用が必要

スケジュール

平成27年度

・十分な匿名化の基準の検討・実証 等

平成28年度

・匿名加工基準の検討・実証
・多様な利活用形態の検討・実証 等

- 電気通信事業者が取り扱う「位置情報」には大きく分けて「基地局に係る位置情報」、「GPS位置情報」、「Wi-Fi位置情報」の3つがある。
- 位置情報が個々の通信に関係する場合、通信の構成要素であることから電気通信事業法上の通信の秘密として保護される。
- 通信の秘密に該当しない位置情報についても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高いこと等から、電気通信事業者は、第三者提供に当たっては、原則として、利用者の同意を得ることが必要等、通常の個人情報と比べ高いレベルの保護が電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインで求められている。
- スマートフォンや無線LAN(Wi-Fi)の急速な普及により、Wi-Fiのアクセスポイントとスマートフォン等の端末間の通信を基にして、端末がどのアクセスポイントのエリア内(さらにはエリア内のどの辺りにいるか)を把握し、これを位置情報として利活用するニーズが高まっている。



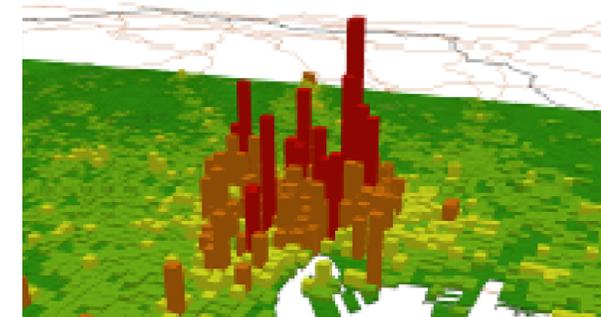
ビッグデータの利活用、特にパーソナルデータの利活用に対して期待が高まる中で、電気通信事業者が取扱う位置情報については、防災・減災や街づくり、観光地・商店街の活性化、利用者に向けた有用なサービスの展開等様々な社会的効果が期待されている。

<事業者によるサービスの実証事例>

○NTTドコモ「モバイル空間統計」

基地局に係る位置情報を利用し、基地局エリア毎の携帯電話台数を利用者の属性別に集計することによって、人口の地理的分布を推計したもの。地域毎の人口分布や、性別・年齢層別・居住エリア別の人口構成などの統計情報知ることが可能。

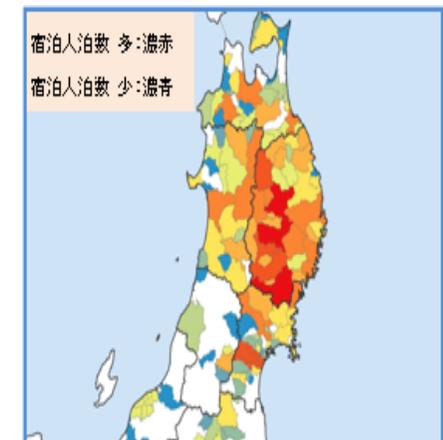
通信の秘密に該当する位置情報は利用されていない。また、複数地点間の移動に係る情報(誰が、どこからどこへ、何時ころ)など、詳細な位置情報は利用されていない。



© 1996-2013 NTT DOCOMO, INC

○KDDI・コロプラ「観光動態調査レポート」

個別の通信に含まれる位置情報(「通信の場所」の情報)を統計処理し、調査結果を地方自治体等に提供。移動経路・行動範囲を分析したエリアマーケティングなどを行うことが可能。利用者から個別に明確な同意を得ている。



© KDDI CORPORATION

1 概要

- 電気通信事業者が取得する位置情報の緊急時における取扱いについて、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」を設置し、平成25年5月から6月にかけて先行的な検討を実施。(検討会の結論を踏まえた電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正を同年9月に実施。)
- 平成25年11月から平成26年5月にかけて、パーソナルデータとして利活用が期待されている電気通信事業者が取得する位置情報について、通信の秘密や個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、ビジネス利用も含めたその社会的利活用を促進するための所要の整理を行い、平成26年7月17日に、「位置情報プライバシーレポート」を公表。

2 構成員

(五十音順・敬称略)

【座長】	長谷部 恭男	早稲田大学大学院法務研究科教授	北條 博史	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンド	
	木下 剛	シスコシステムズ合同会社専務執行役員		プラットフォーム株式会社 取締役	
	木村 たま代	主婦連合会		サービス開発部長	
	古賀 靖広	KDDI株式会社 渉外・広報本部 渉外部長	【座長代理】	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
【座長代理】	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授		森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター教授
	柴崎 亮介	東京大学空間情報科学研究センター教授		山下 純司	学習院大学法学部教授
	曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授		吉野 充信	ソフトバンクモバイル株式会社
	高田 昌彦	株式会社NTTドコモ 法務部担当部長			渉外本部 渉外企画部 部長
	高橋 克巳	NTTセキュアプラットフォーム研究所 主幹研究員			
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長			

※ このほか国立情報学研究所教授 佐藤 一郎先生には、匿名化に関してご発表・ご協力いただいた。

I 論点

■ 位置情報の加工(いわゆる匿名化)について

位置情報を加工した上で利活用するために、加工方法、その加工の程度に応じた取扱い、加工後の情報の適切な取扱いについて整理。

■ 通信の秘密に該当する位置情報について

通信の秘密に該当する位置情報について、加工した上で利用・第三者提供することについての有効な同意取得の在り方について検討。

II 検討結果

■ 位置情報の加工(いわゆる匿名化)について

- その時点での技術水準では再特定化・再識別化が不可能又は極めて困難と言える程度に加工(「十分な匿名化」)された場合には、個人を特定されるリスクが大きく低減されており、利用者の同意なく利用・第三者提供が可能である。

■ 通信の秘密に該当する位置情報について

- 通信の秘密に該当する位置情報を加工した上で利用・第三者提供することは、利用者の有効な同意がない限り、通信の秘密の侵害に該当し得る。
- 通信の秘密に係る位置情報を「十分な匿名化」をした上で利用・第三者提供することについて、
 - ① 対象となる情報の範囲が、通信内容以外の通信の構成要素のうち、通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号に限定されること、
 - ② 加工の手法・管理運用体制が適切であること及びそれについて適切に評価・検証が行われていること、
 - ③ 利用者がいったん契約約款等に同意した後も、随時、同意内容を変更できる契約内容であって、同意内容の変更の有無にかかわらず、その他の提供条件が同一であること、
 - ④ 契約約款等の内容等について利用者に対する相応の周知が図られていることのすべての要件を満たしている場合であれば、契約約款等に基づく事前の同意であっても、有効な同意といえることができると考えられる。

III 今後の取組み

- 「十分な匿名化」の水準については、通信の秘密に該当する位置情報を含む位置情報について、総務省及び関係事業者において引き続き検討をしていく必要がある。
- 加工の方法・管理運用体制(「十分な匿名化」をする過程で作成される情報の管理体制を含む。)の適切性についての評価・検証の在り方について、総務省及び関係事業者において引き続き検討していく必要があると考えられる。また、総務省及び関係事業者において、具体的な加工の方法・管理運用体制の在り方について、安全性を確保するための技術等も含め、実証・検証も進めていくべきと考えられる。